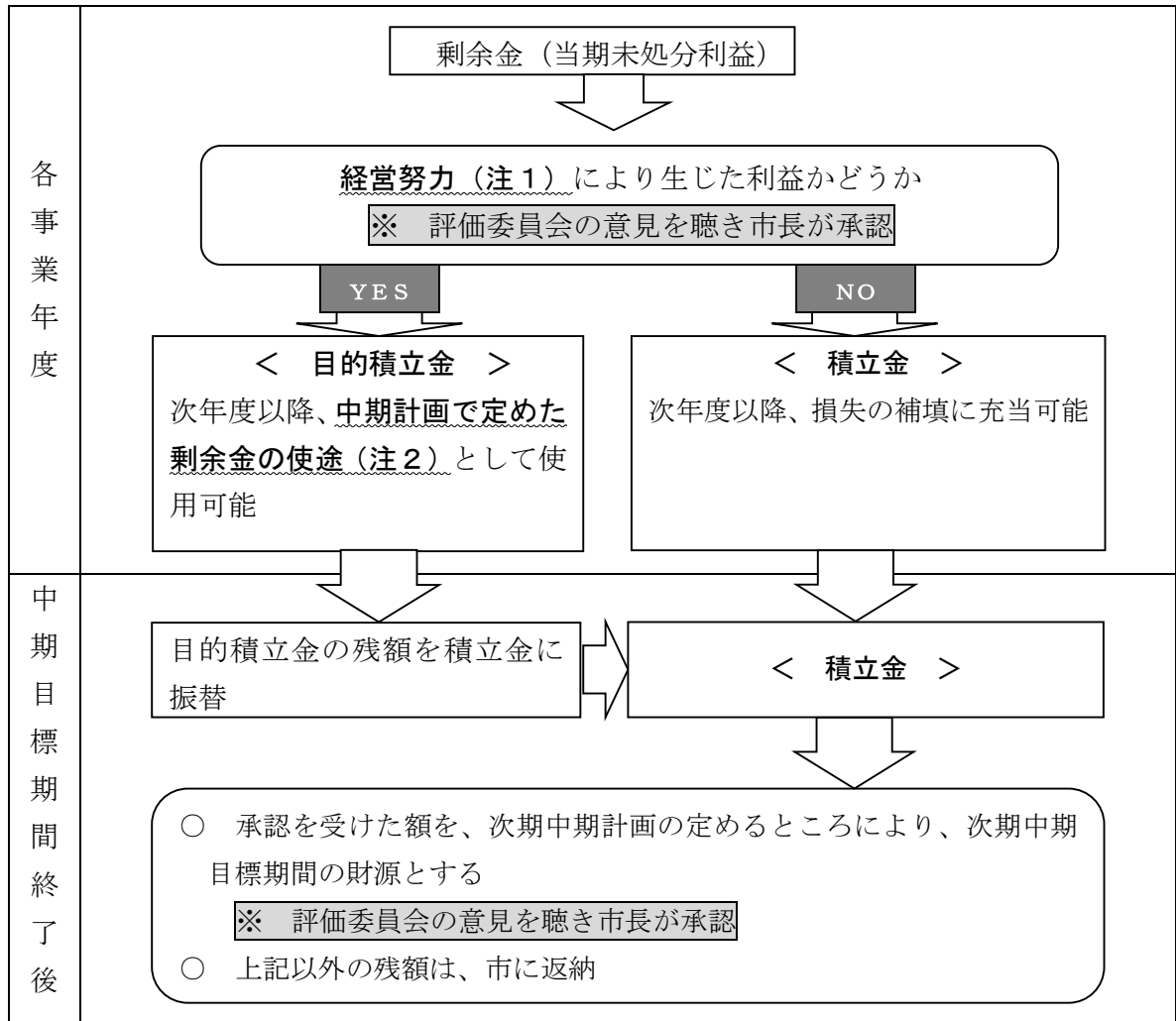


利益処分の承認について

1 法的根拠

市長は、法人の各事業年度及び中期目標期間終了後の利益処分（翌事業年度で使用又は次期中期目標の財源とすること）を承認するときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならない。（法 40 条⑤）

2 利益処分の流れ（法 40 条①～⑦）



注 1）経営努力認定についての金沢市の考え方

- 標準運営費交付金の剰余金は、原則として経営努力により生じたものと認定する。
- 特定運営費交付金で指定された事業を効率的に執行することにより生じた剰余金は、経営努力として認定する。
ただし、事業の不執行により生じた剰余金は、経営努力とは認定しない。
- 施設整備費等補助金は、使途を特定し、毎年度所要額を精査して補助するものであり、目的外に使用することはできない。
そのため、剰余金については、経営努力としては認定せず、毎年度精算する。

注 2）公立大学法人金沢美術工芸大学が中期計画で定めた剰余金（目的積立金）の使途
「決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。」

3 利益処分について

(1) 平成 27 年度剰余金の内訳

交付金名	剰余金 (単位:千円)	備考
標準運営費交付金	1,604	教育研究費の節減 など
特定運営費交付金	2,695	受託研究・受託事業増に伴う受託収入の増 など
施設整備費等補助金	—	精算済
合計	4,298	

(2) 法人からの申請

積立金(うち経営努力分) 4,298,652 円(4,298,652 円)

(3) 金沢市承認案

積立金(うち経営努力分) 4,298,652 円(4,298,652 円)